

鳥取県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 法第8条の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令で定める登録申請書（省令別記様式第1号）により知事に申請を行うものとする。

- 2 省令第10条第8項及び第9項の誓約する書面は、様式第1号によるものとする。
- 3 省令第10条第12項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 各戸の専用部分の床面積がわかる書類
 - 二 共同利用設備等の床面積がわかる書類（各戸の専用部分の床面積が25平方メートルに満たない場合に限る。）
 - 三 共同居住型賃貸住宅の延べ面積がわかる書類（共同居住型賃貸住宅の場合に限る。）
 - 四 近隣の民間賃貸住宅の家賃の額を記入した書類（様式第2号）又は家賃がわかる広告等の書類
 - 五 その他、知事が審査のために必要と認める書類
- 4 申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(登録等の通知)

第3条 知事は、法第10条第1項の規定により登録を行ったときは、登録簿（様式第3号）に記載するとともに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は第1項により登録を行ったときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第5号）により、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 知事は、法第10条第4項の規定により登録の申請が基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(登録の拒否の通知)

第5条 知事は、法第11条第1項の規定により登録を拒否したときは、同条第2項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書（様式第8号）により、知事に届け出るものとする。

(登録事項等の変更)

第7条 登録事業者は、法第12条1項の規定により登録した事項に変更があったときは、省令で定める登録事項等の変更届出書（省令別記様式第2号）により、知事に届け出るものとする。

2 知事は、法第12条第3項の規定により変更の登録をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録通知書（様式第9号）により、市町村長に通知するものとする。

3 変更届出書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(廃止の届出)

第8条 登録事業者は、法第14条の規定により登録事業を廃止したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

(登録の抹消の通知)

第9条 知事は、法第15条第1項の規定により登録を抹消したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消通知書（様式第11号）により市町村長に通知するものとする。

(報告)

第10条 知事は、法第22条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求めるときの通知書（様式第12号）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じて報告するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第13号）に必要な書類を添付して、知事に報告しなければならない。

(登録事項の是正の指示)

第11条 知事は、法第23条各項の規定により必要な指示をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等指示書（様式第14号）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じて是正等が完了したときは、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。ただし、法第23条第1項の場合を除く。

(登録の取消しの通知)

第12条 知事は、法第24条第1項及び第2項の規定により登録を取り消したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第16号）により、登録事業者であった者に通知するものとする。

(指定登録機関による登録事務の実施)

第13条 指定登録機関が登録業務を行う場合における第2条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「法第25条第2項の指定を受けた者」とし、「市町村長」とあるのは、「市町村長及び知事」とする。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。